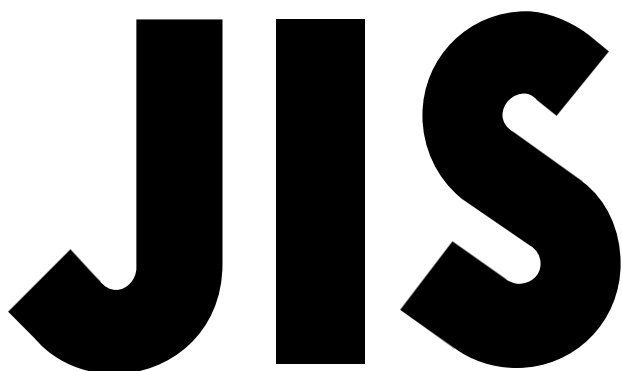




電子機器用固定コンデンサー
第 22 部：品種別通則：
表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2

JIS C 5101-22 : 2026

(IEC 60384-22 : 2024)

(JSA)

令和 8 年 8 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電子分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	平 本 俊 郎	東京大学
(委員)	石 井 紀 彦	日本放送協会
	河 村 真紀子	主婦連合会
	渋谷 隆	株式会社白山
	諏 訪 正 樹	KOA 株式会社
	内 藤 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局
	藤 井 哲 郎	東京都市大学名誉教授
	松 井 隆	NTT 株式会社
	山 田 誠	桃山学院大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.3.25 改正：令和 8.8.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.8.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会
(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル)

審 議 委 員 会：電子分野産業標準作成委員会（委員長 平本 俊郎）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに
確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 推奨特性及び定格	3
4.1 推奨特性	3
4.2 推奨定格値	3
5 試験及び測定方法	5
5.1 一般事項	5
5.2 特別な前処理	5
5.3 測定条件	5
5.4 取付け	6
5.5 外観及び寸法	6
5.6 電氣的試験	8
5.7 静電容量の温度特性（基準温度 20 °C）	11
5.8 固着性	12
5.9 耐プリント基板曲げ性	12
5.10 はんだ耐熱性	13
5.11 はんだ付け性	15
5.12 温度急変	16
5.13 一連耐候性	17
5.14 高温高湿（定常）	18
5.15 耐久性	20
5.16 端子強度（板端子をもつコンデンサに適用）	21
5.17 部品の耐溶剤性（適用する場合）	22
5.18 表示の耐溶剤性（適用する場合）	22
5.19 加速高温高湿（定常）（適用する場合）	22
6 表示	23
6.1 一般事項	23
6.2 表示項目	23
6.3 コンデンサ本体への表示	23
6.4 表示の要求事項	23
6.5 コンデンサの包装への表示	24
6.6 表示の追加	24
7 個別規格に規定する事項	24

	ページ
7.1 一般事項	24
7.2 外形図及び寸法	24
7.3 取付け	24
7.4 定格及び特性	24
7.5 表示	25
8 品質評価手順	25
8.1 製造の初期工程	25
8.2 構造的に類似なコンデンサ	25
8.3 出荷対象ロットの成績証明書	25
8.4 品質認証	25
附属書 A (規定) 表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2 の寸法の記号及び規定に関する指針	31
附属書 B (規定) 固定磁器コンデンサ種類 2 の静電容量エージング	32
附属書 C (規定) 基準温度 25 °C の静電容量の温度特性	34
附属書 D (規定) 品質確認検査	36
附属書 X (参考) この規格と旧規格 (JIS C 5101-22:2021 及び JIS C 5101-22-1:2006) との対照表	42
参考文献	44
解 説	45

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 5101-22:2021** は改正され、この規格に置き換えられ、また、**JIS C 5101-22-1:2006** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 5101 規格群（電子機器用固定コンデンサ）は、次に示す部で構成する。

JIS C 5101-1 第 1 部：品目別通則

JIS C 5101-2 第 2 部：品種別通則：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ

JIS C 5101-2-1 第 2-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ

JIS C 5101-3 第 3 部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体（ MnO_2 ）電解コンデンサ

JIS C 5101-3-1 第 3-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体（ MnO_2 ）電解コンデンサ 評価水準 EZ

JIS C 5101-4 第 4 部：品種別通則—固定アルミニウム固体（ MnO_2 ）及び非固体電解コンデンサ

JIS C 5101-4-1 第 4-1 部：ブランク個別規格：アルミニウム非固体電解コンデンサー評価水準 EZ

JIS C 5101-4-2 第 4-2 部：ブランク個別規格：アルミニウム固体（ MnO_2 ）電解コンデンサー評価水準 EZ

JIS C 5101-8 第 8 部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類 1

JIS C 5101-9 第 9 部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類 2

JIS C 5101-11 第 11 部：品種別通則：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ

JIS C 5101-11-1 第 11-1 部：ブランク個別規格：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準 EZ

JIS C 5101-13 第 13 部：品種別通則：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ

JIS C 5101-13-1 第 13-1 部：ブランク個別規格：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ

JIS C 5101-14 第 14 部：品種別通則：電源用電磁障害防止固定コンデンサ

JIS C 5101-14-1 第 14-1 部：ブランク個別規格：電源用電磁障害防止固定コンデンサ 評価水準 DZ

JIS C 5101-14-2 第 14-2 部：ブランク個別規格：電源用電磁障害防止固定コンデンサ 安全性試験

JIS C 5101-15 第 15 部：品種別通則：固定タンタル非固体又は固体電解コンデンサ

JIS C 5101-15-1 第 15 部：ブランク個別規格：はく電極形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E

- JIS C 5101-15-2** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-15-3** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-16** 第 16 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-16-1** 第 16-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ
- JIS C 5101-17** 第 17 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ
- JIS C 5101-17-1** 第 17-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ 評価水準 E 及び EZ
- JIS C 5101-18** 第 18 部：品種別通則：表面実装用固定アルミニウム固体 (MnO_2) 及び非固体電解コンデンサ
- JIS C 5101-18-1** 第 18-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体 (MnO_2) 電解コンデンサー 評価水準 EZ
- JIS C 5101-18-2** 第 18-2 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム非固体電解コンデンサー 評価水準 EZ
- JIS C 5101-20** 第 20 部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-21** 第 21 部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 1
- JIS C 5101-22** 第 22 部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2
- JIS C 5101-23** 第 23 部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-24** 第 24 部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体（導電性高分子）電解コンデンサ
- JIS C 5101-24-1** 第 24-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体（導電性高分子）電解コンデンサー 評価水準 EZ
- JIS C 5101-25** 第 25 部：品種別通則：表面実装用固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサ
- JIS C 5101-25-1** 第 25-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサー 評価水準 EZ
- JIS C 5101-26** 第 26 部：品種別通則：固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサ
- JIS C 5101-26-1** 第 26-1 部：ブランク個別規格：固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサ 評価水準 EZ

電子機器用固定コンデンサー
第 22 部：品種別通則：
表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2

Fixed capacitors for use in electronic equipment—
Part 22: Sectional specification—
Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 2

序文

この規格は、2024 年に第 4 版として発行された IEC 60384-22 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格と旧規格との箇条などの対応関係の一覧表を参考として附属書 X に示す。

1 適用範囲

この規格は、JIS C 5101-1 を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用の外装なし固定積層磁器コンデンサ種類 2 の表面実装用積層コンデンサ（以下、コンデンサという。）に適用する。この規格に規定するコンデンサは、金属化電極又ははんだ付け用板端子をもち、プリント基板又はハイブリッド回路用基板に直接搭載することを意図している。

電磁障害防止固定コンデンサは、この規格を適用せず、JIS C 5101-14 を適用する。

この規格は、コンデンサの推奨する定格及び特性を規定するとともに、JIS C 5101-1:2023 から適切な品質評価手順、並びに試験方法及び測定方法を選定し、一般要求事項を規定する。この品種別通則に基づいた個別規格に規定する試験の厳し性及び要求事項は、この規格と同等又は高い水準を示す。参考として、品目別通則、品種別通則及び個別規格の規格体系については、IEC 60384-1:2021 (Introduction) 参照。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60384-22:2024, Fixed capacitors for use in electronic equipment—Part 22: Sectional specification—
Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 2 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。